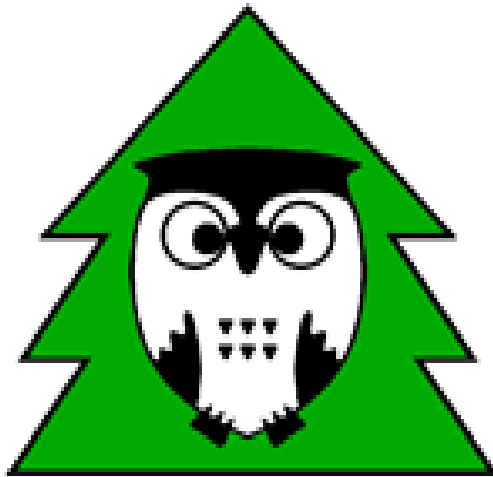


重要事項説明書

(訪問リハビリテーション)

(介護予防訪問リハビリテーション)



事業者：介護老人保健施設ケアポート溪和

<別紙1> 重要事項説明書（サービス）

訪問リハビリテーション溪和の案内
(2024年11月1日現在)

1 当事業所の概要

(1) 訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名	医療法人 豊山会
所在地	玖珠郡九重町大字右田 1028 番地の 1
代表者名	理事長 矢原 澄郎

(2) 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

事業所名	介護老人保健施設 ケアポート溪和
所在地	玖珠郡九重町大字町田 5481 番地の 3
連絡先	0973-78-8000
管理者名	施設長 栗林 良子
サービス種類	訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	445288000 号
サービス提供地域	九重町・玖珠町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(3) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。
運営の方針	(1)事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。 (2)訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。 (3)訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(4) 営業時間

営業時間	午前8:30 ～ 午後5:00
営業日	月曜日から金曜日
その他の休日	年末年始12月31日から1月3日まで

(5) 職員体制

従業者の職種	員数	勤務
管理者及び医師	1名	常勤換算
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上	常勤換算

2 当事業所の連絡窓口

TEL :0973-78-8000

(相談・キャンセル連絡など)

担当部署： 訪問リハビリテーション溪和

担当者： 事業所職員

受付時間： 午前9:00～午後5:00

(苦情受付)

担 当 部 署：訪問リハビリテーション溪和

担 当 者：副施設長 栗林 俊行

受 付 時 間：午前9:00～午後5:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

(九重町健康福祉課 TEL 0973-78-3821)

(玖珠町保健福祉課 TEL 0973-72-1115)

3 サービス内容

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では知的能力の維持・改善、言語面では発語や摂食嚥下能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
- (2) 交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。
- (3) 訪問リハビリテーションの禁止行為
指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者へ交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 栗林 良子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

8 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

9 秘密保持及び個人情報の保護

・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに契約書の主治医又は協力医療機関及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<別紙2> 重要事項説明書（利用料）

訪問リハビリテーション課利用料
(2024年6月1日現在)

1 利用料金

(1) 費用

原則として、料金表に記載されている利用料金の1割、2割又は3割が利用者負担額になります。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

サービス内容	区分等	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス)	要介護	308	3,080	308	616	924
	要支援	298	2,980	298	596	894

(3)加算料金

上記の基本部分に以下の適用する料金が加算されます

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要介護	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	2,400	240	480	720	1日につき
	リハビリテーションマネジメント加算イ	180	1,800	180	360	540	1月につき
	リハビリテーションマネジメント加算ロ	213	2,130	213	426	639	
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	270	2,700	270	540	810	
要介護 要支援 共通	短期集中個別リハビリテーション実施加算	200	2,000	200	400	600	1日につき
	口腔連携強化加算	50	500	50	100	150	1月につき
	退院時共同指導加算	600	6,000	600	1200	1800	退院時 1回を限度とする
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	60	6	12	18	1月につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	30	3	6	9	
	特別地域訪問リハビリテーション加算	基本 単位数 15/100					1回につき

※利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超えた期間に介護予防リハビリテーションを行った場合、1回につき30単位を減算します。

(4) その他の費用について

ご利用者の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者の負担になります。

交通費については、通常の実施地域を越えて1kmにつき10円請求します。

(5) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者の負担になります。

<別紙4> 重要事項説明書 (リスク)

訪問リハビリテーション溪和リスク説明
(2024年6月1日現在)

訪問リハビリでは、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 訪問リハビリ実施中は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、訪問リハビリ担当者の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

訪問リハビリスタッフは、円滑なコミュニケーションと、良好な信頼関係の構築を行いリスク回避に努めてまいります。利用者様には、上記項目を十分留意いただきますようお願いいたします。

本書面(別紙1、2、3)の内容を証するため、本書を2通作成し、契約書、当施設が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションの提供に際し、本書面に基づき別紙1の説明を行いました。

介護老人保健施設 ケアポート溪和

訪問リハビリテーション溪和

説明者 _____ (印)

私は、本書面に基づいて上記職員から別紙1(重要事項説明書)について説明を受け、十分に理解し、訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

利用者 _____ (印)

代筆者 _____ (印)

身元引受人 _____ (印)

(本人との続柄)

介護老人保健施設ケアポート溪和

訪問リハビリテーション溪和

施設長 栗林 良子 殿